

人事行政の運営状況

聖籠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年聖籠町条例第15号）の規定により、人事行政の運営状況等について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 退職者の状況（令和元年度）

退職者数内訳	定年退職	勸奨退職	その他退職	計
一般行政	1	2	1	4
専門職	-	-	-	-
教育職	1	-	-	1
技能労務職	-	-	-	-
計	2	2	1	5

(2) 採用者の状況（令和2年4月1日）

採用者数内訳	
一般行政	1
専門職	-
教育職	-
技能労務職	-
計	1

(3) 職員数に関する状況（令和2年4月1日現在）

①部門別職員数の状況

区分		職員数		増減数	主な増減理由
		H31	R2		
部門					
一般行政 部門	議 会	3	3	0	
	総 務 企 画	32	31	△ 1	組織改編等の異動に伴う減
	税 務	9	9	0	
	民 生	16	19	3	組織改編等の異動に伴う増
	衛 生	13	11	△ 2	組織改編等の異動に伴う減
	農 林 水 産	8	8	0	
	商 工	3	3	0	
	土 木	12	11	△ 1	退職に伴う減
	小 計	96	95	△ 1	
特別行政 部門	教 育	62	61	△ 1	組織改編等の異動に伴う減
	小 計	62	61	△ 1	
普通会計合計		158	156	△ 2	
公営企業等 会計部門	上 下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	11	11	0	
	小 計	17	17	0	
合 計		175	173	△ 2	

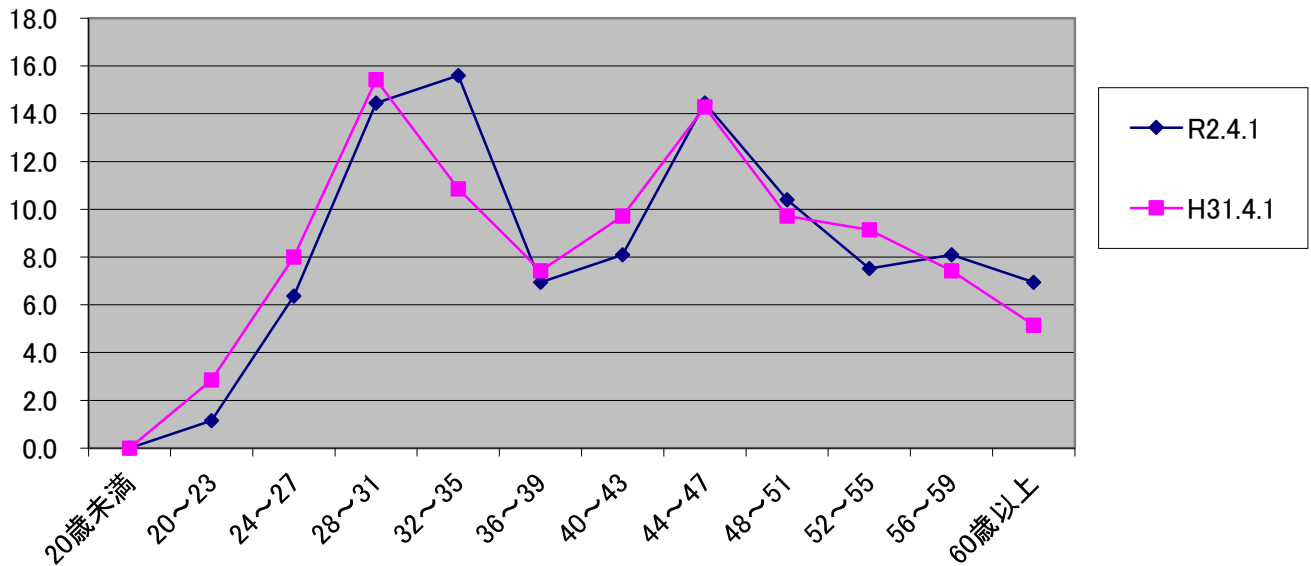
(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員（R2年度については会計年度任用職員）を除いています。

②年齢別職員構成の状況

【単位：人】

区 分		20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	R2.4.1	0	2	11	25	27	12	14	25	18	13	14	12	173
	H31.4.1	0	5	14	27	19	13	17	25	17	16	13	9	175

年 齢 別 職 員 構 成 比



2. 職員の人事評価の状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	聖 籠 町		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
㊦ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
㊧ 人事評価を実施していない				

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R2.1.1現在)	歳出額【A】	実質収支	人件費【B】	人件費率 B/A	(参考)前年度人件費率
令和元年度	14,336人	6,663,929千円	657,922千円	1,229,174千円	18.4%	17.7%

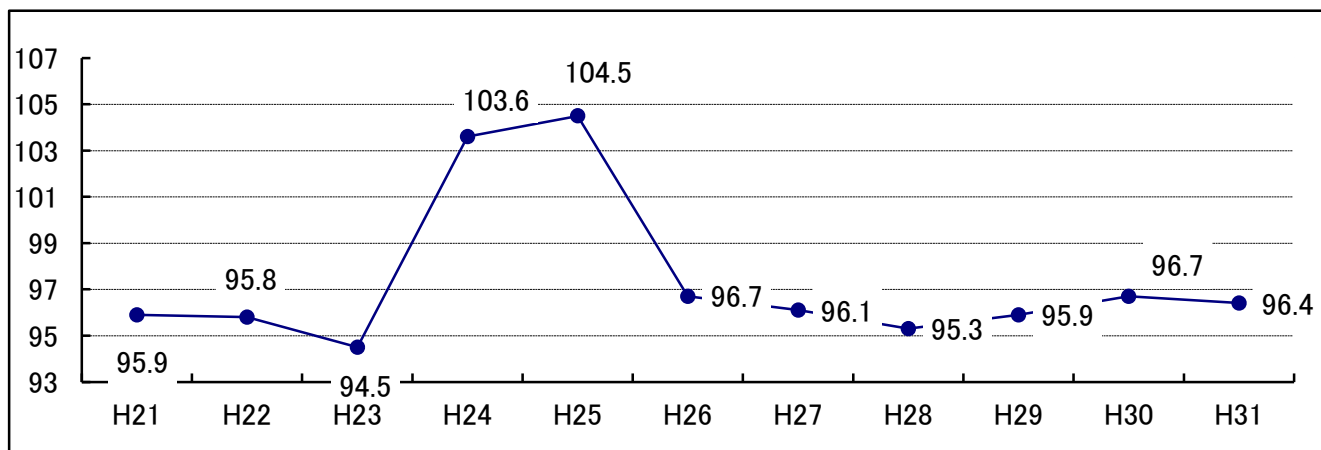
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数【A】	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計【B】	
令和元年度	158人	542,417千円	59,239千円	207,393千円	841,949千円	5,329千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、特別職、派遣職員（派遣先で給与が支給されている職員）を除く。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値です。



※平成24・25年値は、国家公務員の時限的な給与特例法により減額された給与水準を100とした場合の数値であり、給与特例法がないとした場合の数値は、【参考値：95.7 (H24)、96.5 (H25)】です。

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.7歳	308,700円	361,000円
技能労務職	45.8歳	284,200円	301,300円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもの。

② 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		聖籠町	新潟県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	152,700円	-

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	12	7.4	4 級	係長、主幹	25	15.3
2 級	主事	44	27.0	5 級	課長補佐、副参事	22	13.5
3 級	主任	39	23.9	6 級	課長	21	12.9

- (注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(6) 職員手当の状況

①期末・勤勉手当、退職手当の状況（令和元年度）

区 分	聖 籠 町		国	
期 末 ・ 支 給 割 合 ・ 勤 勉 手 当 	期末手当	勤勉手当	同じ	
	・6月期 1.3月分	0.925月分		
	・12月期 1.3月分	0.925月分		
	計 2.60月分	1.85月分		
	・1人当たり平均支給額（令和元年度）	1,434 千円		
退 職 手 当 	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	・勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	・勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	・勤続35年 39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	・最高限度額 47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
	・加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～20%）		定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	
	・1人当たり支給額（令和元年度）	16,447 千円		

※退職手当支給率は令和2年3月31日に退職した場合のものです。

②時間外勤務手当・休日勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	37,303千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	245千円
支給実績（平成30年度決算）	30,357千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	193千円

③特殊勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	38千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	3,414円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	6.4%
手当の種類（手当数）	7種類
主な手当の名称	税徴収手当、防疫等作業手当、除雪作業手当、用地交渉手当

④その他の主な手当

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族ある職員に対して扶養区分に応じた額を支給	16,024千円	228,914円
住居手当	借家等の場合は家賃に応じた額を支給（27,000円を限度）	5,810千円	252,619円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に対し通勤距離に応じた額を支給	8,864千円	64,697円
管理職手当	課長、室長、事務局長に月額33,200円、参事、園長に24,900円支給	8,531千円	448,989円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給料等月額	期末手当	
給料	町 長	651,200円	6月期 12月期 計	1.675月分 1.675月分 3.35月分
	副 町 長	587,700円		
	教 育 長	544,350円		
報酬	議 長	311,000円		
	副 議 長	254,000円		
	議 員	230,000円		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況（令和2年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の状況（令和元年一般職員実績）

年次有給休暇は、1の年（暦年）ごとに20日付与され（中途採用者を除く。）、20日を超えない範囲内の残日数は、40日を限度として翌年に繰り越すことができます。

総取得日数	全対象職員	平均取得日数
965.9日	82	11.8日

※令和元年中の採用者、退職者、派遣職員、育児休業者、休職者を除く。

5. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の状況（令和元年度実績）

性別	育児休業者数	部分休業者数
男	—	—
女	3	1

※令和元年度に新たに育児休業を取得した職員。

6. 職員の分限及び懲戒処分状況（令和元年度）

(1) 分限処分状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28条に規定されています。分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	4	-
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-

(2) 懲戒処分状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。

懲戒処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	-	-	-	-
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	6	2	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-

7. 職員の服務状況（令和元年度）

服務規律遵守のための取組み

- ・選挙における服務規律確保の通知

8. 職員の退職管理の状況（令和元年度）

令和元年度末退職者の再就職状況（R2. 4. 1現在）は以下のとおりです。

区分	人数
民間企業等に再就職	0
聖籠町に再就職	2
再任用職員	2
臨時非常勤職員等	0
聖籠町以外の公務員	0
合計	2

9. 職員の研修の状況（令和元年度）

(1) 研修の状況

実施主体	研修名	受講者数
新潟県自治研修所	階層別研修（主任、係長、課長補佐、課長級）	25
	専門研修（法制執務、行政法、コーチング等）	8
新潟県市町村総合事務組合	階層別研修（新採用、一般研修）	11
	専門研修（情報公開・個人情報保護、住民協働等）	10
新発田地域広域事務組合	広域事務組合構成市町職員研修	1
新発田市	O J T 向上研修	3
	新採用職員後期研修	1
聖籠町	人事評価研修（評価者・被評価者）	19

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和元年度）

区 分	事業名	事業概要
厚生制度	定期健康診断	定期健康診断、事後指導、ストレスチェック
	人間ドック	1日人間ドック
	健康増進教育	健康相談
	健康づくり事業	体幹運動
	元気回復事業	町村職員親善スポーツ大会
共済制度 (県市町村職員共済組合事業)	短期給付	保健給付（医療保険）、休業給付等
	長期給付	退職共済年金、障害共済年金等
	福祉事業	貸付事業、保健事業等